

第1回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年1月23日(金)午前10時00分から午後零時11分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第一会議室

第3 出席者

(委員)

大谷正治,岡本浩,笠野喜久雄,坂口慶直,豊田泰史,中 弘,中谷つた,
樋口裕晃,樋田毅,三吉修,山本修三 (五十音順,敬称略)

(清原雅代委員及び前田淳子委員は都合により欠席)

(事務担当者)

井上博雄,甲藤雅世,加賀秀治

(庶務)

藤田康夫,小切俊昭

第4 議題

- 1 委員長の選出等
- 2 委員会の議事手続きについて
- 3 意見交換
- 4 次回の予定等

第5 議事〔発言者/ :委員長, :1号委員(学識経験者), :2号委員(弁護士), :3号委員(検察官), :4号委員(裁判官), :事務担当者又は庶務)〕

- 1 開会
庶務から開会の言葉
- 2 大谷正治和歌山地方裁判所長あいさつ

委員会の開催にあたり、大谷正治和歌山地方裁判所長からあいさつがあった。

3 委員紹介

庶務から各委員が紹介され、委員から自己紹介がなされた。

4 委員長選出

委員長の選出について委員の御意見を伺います。

専門的内容もあろうかと思うので、裁判所の事情が分かっている4号委員の方が委員長になるのがよい。

裁判所から情報提供を受けるという意味では、4号委員である裁判所長が適当だと思う。ただ、議題によっては裁判所の批判もしなければならない場合もあると思う。

未だ方向性が分からないので、とりあえずは、事情がよく分かっている4号委員の裁判所長をお願いするのがよいと思う。

4号委員で問題ないと思うが、個人的には、地裁の運営に国民の声を反映させるという委員会の趣旨からすれば、当事者である裁判所が取りまとめ役にならない方がよいと思う。1号委員の 委員が適当かと思う。

国民の意見を裁判所の運営に活かすために、裁判所から独立した立場でフランクに議論するという趣旨からすると、裁判所長が委員長になるというのは、決してすっきりするものではないが、所長にやっていただいてもよいと思う。

地裁委員会が設けられた本来の趣旨からは、その施設の長が委員会の長を占めるのはちょっとどうかなと思う。裁判所からの情報提供も確かに必要ではあるが、裁判所から説明を受けるだけのものではなく、提供された情報を元に裁判所に対しいろいろ提言していこうという委員会であるから、裁判所から委員長を出すのは適切でなく、ここは、法曹関係者以外の1号委員から選出されるのが適切である。 委員が委員長になるのが適切と考える。

私も同意見である。ここにいらっしゃる委員の方々は、誰が委員長になっても務まると思う。予算や施設などの話が出た場合、裁判所長が委員長をされるより外の委員が委員長をする方が意見が出やすいと思う。よその地裁委員会では裁判所長が委員長になっているところが多いが、和歌山はよそと違うことをしてどうなるのか見てみるのもいいと思う。

地裁委員会の性格は、諮問委員会ではないし、要はいかに裁判所が自覚を持つかということであって、裁判所が責任をもって取りまとめをすることであれば、委員長を出してよいと思う。地裁委員会は独立した委員会でなく、委員長は裁判所長でよい。

いろいろな考え方がある。地裁委員会は、みなさんの御意見を聴いて、裁判所のあり方を考える会であり、委員長は裁判所長であっても問題はないと考える。

先ほども発言したように、地裁委員会は、第三者的な立場から意見を取りまとめる会ではないので、裁判所から委員長を出すことでよいが、議題との関係からは、利害対立する場合もありうるかも知れない。その議題に応じた委員長という形があってもよいと思う。

各地の委員会では裁判所長が委員長になっているケースが多いという実態は知らなかったが、あることを決めるとか取りまとめるものではないという地裁委員会の性格からは、裁判所長が委員長になっても運営に支障が出ることはないと思う。ただ、裁判所のあり方に意見を述べる会であるので厳密には諮問委員会ではないにしても、また、全国的なことは別にして、第三者から委員長を出す方が対社会的にも委員会の信頼性は高まるという気がする。

日弁連を通じて、各地裁委員会の情報も入っており、大勢として裁判所長が委員長になっていることは承知しているが、そのことには議論もある。

委員のみなさんが、裁判所長を委員長にというのであれば、あえて反対

するものではないが、地裁委員会設置の趣旨から、外から委員長を出すく
らいの裁判所の度量を見せて欲しい。そうすることで開かれた裁判所とし
て国民の理解を得られることにもなる。

いろいろと御議論いただいたところですが、意見としては大谷委員を委
員長に推薦する発言が多いようですので、とりあえずは大谷委員を委員長
として進めさせていただくことに異論ございませんか。

結構です。

多数がそういう意見であれば、あえて反対する気はない。ただ、委員長
の選出に当たって委員からこういう意見があったということは明らかにし
ておいていただきたい。

5 委員長就任あいさつ

大谷正治委員長から就任のあいさつがあった。

6 委員長代理の指名

委員長は、地方裁判所委員会規則第6条第3項に基づき、委員長代理として
樋口裕晃委員（4号委員）を指名した。

7 委員会の議事手続きについて

- ・ 委員会の招集について

委員会は委員長が招集することが合意された。

- ・ 委員会の議事等の公開について

議事の全てを報道機関に公表するのは基本的には必ずしも適切でないと
考える。

報道機関から要請があれば、委員長なり委員長代理が報道機関に対して
委員会終了後にレクチャーするということはどうか。

それでよい。こういう趣旨で委員会が開催されたということは、報道機
関に求められて公表するというのではなく、積極的に発表する方向で願
いしたい。

議事概要についてはホームページ上で公開するという方法も考えられる。

公開の関係で、報道機関の要請があれば、委員の反対がなければ、議事に入る前の部分について公開することによろしいか。

了承

議事の記録方法として、議事要旨を作成することについて御意見を伺いたい。

プレスから要請があれば委員長が会見に応じるという話があったが、一般の人は地裁委員会についてあまり知らないと思われるので、積極的にプレスに対して公開してゆくべきである。大学も今までは取材に来てそれに応じるという姿勢であったが、今は積極的な姿勢でやっている。

ホームページで議事要旨だけを公開しても一般の人は理解しにくいと思われるので、要旨ではない実際の議論を正確に出してもらうのがよい。

報道機関に対して資料を配付してもらえると、そういう委員会があった事実が分かるので、記者クラブにペーパーを配付してもらいたい。

議事録については、発言の背景もあるだろうし、発言に対する責任を問われることがあるかも知れないが、1号委員、2号委員の発言というようなところまで入れるのか。

発言者の氏名を出すかどうかを含め、議事録については、逐語録までは必要ないのではないかと思う。個々の委員の発言内容がよく伝わる要旨でよいのではないか。

逐語的な議事録は逆に誤解を生むこともあるだろうし不要であると考えますが、どの立場の委員の発言かが分かるようにする必要はあるし、議事要旨だとしても一般の人が見て議事の中身が分かる程度の要旨にしていきたい。

議事録には個人名は出さない。発言の趣旨を的確に要約した議事録を作

る。議事録の作成については委員長の承認を得て確定させるということ
でよろしいか。

議事録の確定に各委員の閲覧までは必要ないと思う。

発言の背景が意味を持つので、場合によっては、この発言は1号委員か
ら、これは2号委員などと入れた方が分かり易い場合もあると思う。

その辺は臨機応変でよいと思う。

委員長の発言は「委員長」と書くのか。

「委員長」の発言は委員長と明記すべきである。

議事録は委員長が確認したとしても、一応委員には回覧願いたい。

第一審強化方策和歌山地方協議会でも裁判所でまとめるが弁護士会から
意見が出て修正されることもある。発言趣旨が違って反映されるようなと
きには意見を言わざるを得ない。希望としては事前に回覧願いたい。

毎回ではなく、微妙なときには回覧するというのはどうか。

委員会の開催回数にもよる。事務量も考慮して開催回数が少ないようだ
と回覧願いたい。また、完成した議事録は委員に配付いただきたい。

議事録は速やかに作成、配付する予定である。

事前に委員全員に回覧すると大変な時間を要することになるので、速やかに
公開するということから、委員全員に渡した後、修正部分があればその都度
所要の修正をすることはどうか。

報道する側の事情からすると、委員会が開催されたという事実を速やか
に世間に伝える必要があり、「今日はきわどい議論があった。正確に伝え
てほしい。」という場合のみ、迅速性の観点から希望した関係委員に配る
こととした方がよい。

速報性の重要性は理解できる。委員会終了後、委員長が会見に応じて、
委員長の責任において発表されてよい。その後、委員に議事録を送って必
要があれば訂正をする方がよい。

議事録とは別に議事要旨はどうするのか。

終了後、一般に委員会が開催されたという事実を知らせるために、要旨を記載したペーパーを報道機関に配布してもらいたい。

委員長が記者会見で発表することは、委員長の責任においてすることによいが、ホームページに掲載する議事録は別に詳しいもので公開するべきである。

議事要旨は、委員に送った上で一定の期間内に委員から意見がなければそれを裁判所のホームページに掲載することによろしいか。

了承

議事要旨には各委員の氏名は明記しないことを原則とするが、場合によっては「 号委員」と臨機応変に対応することによろしいか。

了承

8 地方裁判所委員会及び和歌山地方裁判所委員会について

- ・ 井上博雄事務局長から、地方裁判所委員会が設立された趣旨、目的及び役割等並びに和歌山地方裁判所委員会について説明された。

先行している他の地方裁判所委員会において、委員の意見を反映させて裁判所として新たに改革したというものはあるのか。委員の意見について裁判所としてどのように対応してゆくことを考えているのか。

本委員会の委員から出された意見について裁判所としてどういう対応するかということについては適宜検討してゆくことになる。

- ・ 井上博雄事務局長から、和歌山地方裁判所の概況等について説明された。
- ・ 甲藤雅世民事首席書記官から「民事事件の動向」について、加賀秀治刑事首席書記官から「刑事事件の動向」について、それぞれ報告がなされた。

民事第一審の通常事件の平均審理期間は、約9.9月とのことであるが、開廷回数はどうか。

平均開廷回数については調査していない。

期日と期日との間隔は、通常どれ位か。

大体1ヶ月前後である。いわゆる一般の法廷でなく準備手続きを経ることも多く、以前よりはだいぶ早くなっている。

刑事事件の手持ち件数はどの位ですか。

単独事件は、各裁判官で110件位ずつ、合議事件は70件位かと思う。

公判請求する件数は過去5年と比べて約1.4倍に増えている。警察から送致されてくる全体の件数は約24000件位であり、身柄付きの件数が増えるなど、事件の内容が悪くなっている。

地裁とは直接関係ないが、高裁の民事事件は大体1回で終了するということを知人から聞いたが、それは本当のことか。

高裁の事件は一審から、証拠調べが終了したものとして上がってくるので、更に審理を尽くす必要があるかということから判断するので、証拠調べの必要性がなければ1回で終了することもあると思う。

裁判の迅速化ということから、審理を急ぐということはよいが、例えば広島高裁は原則2回で終了するのに大阪高裁は1回で終了するというのを聞き、当事者の満足、当事者に対する説得力という点でどうかと思い、この点を聞いたかった。

それは裁判迅速化法とは直接関係なくて、それぞれの裁判体の判断によるものだと思う。

実績から言うと、確かに高裁では1回で終わり証拠調べをすることは少ないが、それは中身により判断されていると思う。一般には裁判は長いと思われるが実際には最近の民事裁判は非常に早くなっており、一部の例外を除くと大体1年以内に終わっている。

9 意見交換のテーマの設定について

委員会での交換テーマについて、裁判所からの諮問テーマと委員会でテーマを設定する場合について検討しておきたい。

委員の方からテーマを提出していただくときは、原則として書面で庶務へ御連絡いただき、庶務から書面で委員に通知し、委員会で委員の意見を聴いた上で決定するということがよろしいか。

了承

テーマとしては、例えば「裁判所をより身近なものにするためにどんな案があるか」とか、もう少しいろんな意見が出るようにすればよいのではないか。

テーマというよりも、質問やアイデア、要望等でもよいと思う。

裁判所の駐車場の利用について現在深刻な状態にあり、弁護士や調停委員が駐車場所を探している間に時間に遅れるような状況になっている。

入口でチェックするなりして、関係のない者に駐車させないようにして欲しい。

10 意見交換

時間の関係で、裁判所からの諮問事項である「裁判所をさらに利用しやすくするにはどうすればよいか」については、次回に協議する。

11 次回の予定等

年に2回というのは少ないと思う。半年に1回集まって何をするのかということになる。本当に意義あるものにするには、せめて2、3か月に1回とすべきである。

回数については同意見である。年2回という限定はすべきではない。

同意見である。顔も忘れかけた頃に集まるのでは同窓会のようなものになってしまう。3か月に1回、最低年4回は必要だと思う。

年2回だと、1回2時間とすると、合計で年4時間ということになる。

もう少し多い方がよい。

出席の確保ということから日程調整が大変になる。

1か月以上前に連絡いただければ何とか日程調整できる。

委員の何名以上の出席がなければ委員会が成立しないということはないのか。

みなさんの意見を聴くということなので、何名以上の出席がないと流会になるということは考えていない。

今ここで年何回と決めておく必要もないので、当面は次回期日を決めていただき、その後検討していただくことでよろしいか。

了承

それでは、次回を平成16年5月25日(火)午前10時に開催すること、皆さんからのテーマや要望等の提出期限を期日の1か月前とすること
でよろしいか。

了承

12 閉会(12:11)